

1 受講資格の確認

(1) 教員免許更新制とは

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることで、より一層教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

教員免許状の更新に当たっては、修了確認期限又は有効期間満了日の2ヶ月前までの2年間に、大学等が開設する免許状更新講習のうち、30時間以上受講し、修了確認を受ける必要があります。

領域	必要時間数	本学での講習換算数
必修領域	6時間以上	1講習
選択必修領域	6時間以上	1講習
選択領域	18時間以上	3講習
計30時間以上		計5講習

※本学では、1講習6時間に設定しています。

(2) 兵庫教育大学の免許状更新講習の特色について

兵庫教育大学（以下、「本学」という）の免許状更新講習は、全ての講習が対面授業の形式で実施しており、通信教育・放送・インターネット形式の講習では得ることのできない、対面授業ならではの学びの多い講習となっています。

また、受講者の多様なニーズにあわせ、教育委員会、関係学会や他大学などの学外機関から講師を招へいし、理論だけでなく実践に根ざした講習を提供しています。

例えば、

- ・講義だけでなくペアーワークやグループワークなどの演習を取り入れた参加型の講習
- ・同校種や他校種の受講生との交流をとおして情報交換や情報収集ができる講習
- ・楽器演奏、理科実験、体育実技などを取り入れた各教科内容の講習
- ・タブレット、PC端末を実際に使用したICTや情報教育に関する講習
- ・土木学会関西支部と連携し、関西国際空港、橋の科学館（明石海峡大橋）、日吉ダムなどの学外施設を利用し、通常では見る機会がない場所での見学実習や体験実習を取り入れた講習
- ・学校現場で実際に起こったトラブルの事例等をもとに、グループワークを中心に、討議や作業をとおして対応について学べる講習 など

令和2年度は、必修領域：募集人数670人、選択必修領域：募集人数約940人、選択領域：募集人数約770人（18時間換算）で実施します。

(3) 受講対象者（受講資格）

令和2年度の免許状更新講習の受講対象者（講習を受講できる者）は、以下の【受講対象者の区分】のいずれかであり、【修了確認期限又は有効期間満了日】がA又はB又はCに該当する方です。

ご自身が受講対象者に該当するかについては、各自の責任において文部科学省のホームページにてご確認いただくか、免許管理者（教育委員会）又は勤務先等にお問い合わせください。

【受講対象者の区分】

〔教育職員・教育の職〕

- ①教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）
- ②校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- ③指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者

- ④国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者
 ⑤その他文部科学大臣が定める者

【教員採用内定者・教員採用内定者に準ずる者】

- ⑥教員採用内定者
 ⑦教員勤務経験者
 ⑧認定こども園及び認可保育所の保育士
 ⑨幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士
 ⑩教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト登載者等）

【修了確認期限又は有効期間満了日】

A 旧免許状（平成21年3月31日までに授与された普通免許状又は特別免許状）

○教諭免許状又は養護教諭免許状を所持する者で、以下の生年月日の方

	対象となる者又は 対象生年月日	修了確認期限	免許状更新講習の受講及び免許 管理者への修了確認申請期間
第1 グループ (2巡目) ※1	平成23年3月31日を修了確認期限 として更新手続きを行った者 (参考)平成23年3月31日を最初の 修了確認期限とする方の生年月日 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	令和3年3月31日	平成31年2月1日 ～令和3年1月31日
第2 グループ (2巡目) ※1	平成24年3月31日を修了確認期限 として更新手続きを行った者 (参考)平成24年3月31日を最初の 修了確認期限とする方の生年月日 昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	令和4年3月31日	令和2年2月1日 ～令和4年1月31日

※1 第1グループ(2巡目)または第2グループ(2巡目)に含まれる者は、1巡目に更新を行った者に限られます。
 ただし、現在、休眠状態の免許状を所持する者は随時更新講習の受講が可能です。

※ 上記の表は、旧免許状所持者で平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を所持しない旧免許状所持者
 向けの対応表です。
 平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を所持する旧免許状所持者は、当該栄養教諭免許状の授与日
 によって最初の修了確認期限が定められていますので注意してください。

※修了確認期限は、文部科学省ホームページ(教員免許状の有効期間確認ツール)にてご確認いただけます。

(掲載ページ URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/013/1420173.htm)

※修了確認期限を延期されている方は、「受講申込書」及び「写真票」の送付時に「修了確認期限延期証明書」の写しも必ず同封してください。

B 新免許状（平成21年4月1日以降に授与された普通免許状又は特別免許状）

所持する免許状の有効期間満了日が令和3年3月31日または令和4年3月31日の方

※新免許状を複数所持する場合、その有効期間は、最も遅く満了となる免許状の有効期間に自動的に統一されます。

※なお、有効期間を延長されている方は、「受講申込書」及び「写真票」の送付時に「有効期間延長証明書」の写しも必ず同封してください。

C 既に修了確認期限を過ぎた方

修了確認期限を過ぎた後に教員として採用されるためには、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者から免許状
 更新講習の修了確認を受けることが必要となります。

※受講資格の有無、修了確認期限等については、免許管理者(教育委員会)又は勤務先で確認してください。